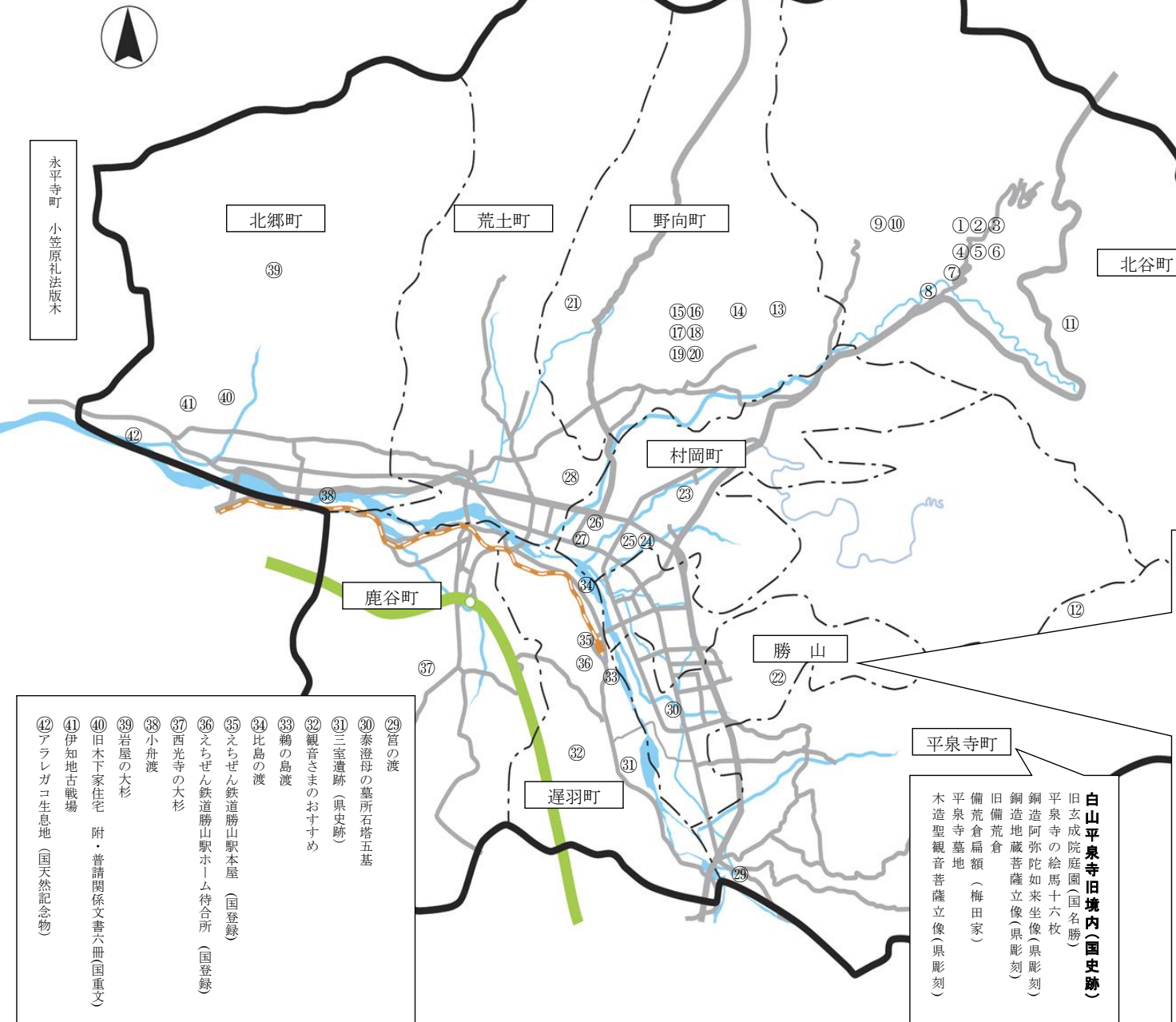


付属資料
勝山市の文化財分布図 (資料：商工文化課)



- ① 谷のお面さん祭り
- ② 谷の石畳道
- ③ 石像不動明王像
- ④ 伊良神社のケヤキの群生
- ⑤ 北谷道具博物館(旧北谷郵便局)
- ⑥ 谷集会場(国登録)
- ⑦ 柴田監物墓
- ⑧ 斎藤甚右衛門家文書1括
- ⑨ 勝山恐竜化石群及び産地
(国天然記念物)
- ⑩ 化石トリゴニオイデス等包含層
- ⑪ ミチノクフクジュソウ自生地
- ⑫ 法恩寺のねまり杉
- ⑬ 薬師の大いちよう
- ⑭ 平野氏庭園(県名勝)
- ⑮ 紅梅塚・桜塚
- ⑯ 龍谷公園

- ⑰ 紙本墨書 小笠原貞信七言古詩
- ⑱ 紙本淡彩 小笠原貞信拾得図
- ⑲ 比良野掃雲坊の藏書と遺品
- ⑳ 比良野家長屋門・離れ座敷
- ㉑ 無尽さん
- ㉒ 片瀬の大杉
- ㉓ 村岡山城跡
- ㉔ 旧成器堂門
- ㉕ 旧成器堂土蔵
- ㉖ 滝波のお面さん祭り
- ㉗ 備荒倉扁額(笠川家)
- ㉘ 旧成器堂演武寮

- 小笠原貞信和歌短冊
- 小笠原長守雅印
- 小笠原長教勝山十二景木額
- 小笠原貞信・信辰寄進状
- 小笠原貞信徒然草残簡
- 小笠原一玄書状
- 松平光長寄進状・松平直基安堵状
- 松平成政安堵状
- 銅造旧成器堂講堂孔子像
- 木造如意輪観音菩薩坐像
- 小笠原家累代廟所
- 藩侯藩士等書跡屏風
- 押型文尖底深鉢型土器
- 野木加右衛門書状
- 新成器堂記扁額
- 絹紬拾着物(八掛づき)
- 絹紬拾着物(上羽織)
- 絹紬紋付羽織(男物)
- 絹金紗長襦袢
- 絹柄織茶羽織
- 絹紋倫子織物
- 御物石器
- 深鉢型土器
- 槍先形尖頭器
- 連歌懐紙
- 歴代藩侯書画
- 走りやんこ
- 長柄節
- 左義長櫓
- 勝山左義長(県無形民俗)
- 旧成器堂講堂
- 成器堂扁額
- K Kクレープ
- 毘沙門の金燈籠
- 人絹生機織物見本帳五種一冊
- 勝山製糸工場扁額
- はたや記念館ゆめおれ勝山
- 旧中尾発電所第一号発電機
- いざり機・パタン機
- 糸繰り機
- 深谷家住宅洋館(国登録)
- 旧料亭花月楼(国登録)
- 料亭板蔵座敷(国登録)
- 元禄時代勝山町図
- 旧勝山城下城の七里壁

- 白山平泉寺旧境内(国史跡)
- 旧成院庭園(国名勝)
 - 平泉寺の絵馬十六枚
 - 銅造阿弥陀如来坐像(県彫刻)
 - 銅造地藏菩薩立像(県彫刻)
 - 旧備荒倉
 - 備荒倉扁額(梅田家)
 - 平泉寺墓地
 - 木造聖観音菩薩立像(県彫刻)

- ㉙ 宮の渡
- ㉚ 泰澄母の墓所石塔五基
- ㉛ 三室遺跡(県史跡)
- ㉜ 観音さまのおすすめ
- ㉝ 鶴の島渡
- ㉞ 比島の渡
- ㉟ えちぜん鉄道勝山駅本屋(国登録)
- ㊱ えちぜん鉄道勝山駅ホーム待合所(国登録)
- ㊲ 西光寺の大杉
- ㊳ 小舟渡
- ㊴ 岩屋の大杉
- ㊵ 旧木下家住宅
附・普請関係文書六冊(国重文)
- ㊶ 伊知地古戦場
- ㊷ アラレガコ生息地(国天然記念物)

勝山市の文化財

令和7年1月現在

区分	番号	分類	種別	名称	員数	指定番号	指定年月日	所在地	管理者	備考
国指定	1	有形文化財	建造物	旧木下家住宅附普請関係文書六	1棟	-	H22.6.29	北郷町伊知地5-3	勝山市	県指定より
	2	記念物	史跡	白山平泉寺旧境内 (旧白山平泉寺城趾)	-	-	H9.3.10 (S10.8.27)	平泉寺町平泉寺	勝山市 白山神社	
	3	"	名勝	旧玄成院庭園	-	-	S5.10.3	平泉寺町平泉寺	白山神社	
	4	"	天然記念物	アラレガコ生息地	-	-	S10.6.7	九頭竜川(勝山市)	福井県	
	5	"	"	勝山恐竜化石群及び産地	-	-	H29.2.9	(化石)村岡町寺尾51-11 (産地)北谷町杉山14字滝ヶ平3-2の一部 他	(化石)福井県 (産地)福井県	土地所有者は勝山市
国登録	1	有形文化財	建造物	えちぜん鉄道勝山駅本屋	1棟	24	H16.2.17	遅羽町比島25-11	勝山市	
	2	"	"	えちぜん鉄道勝山駅 ホーム待合所	1棟	25	H16.2.17	遅羽町比島25-11	勝山市	
	3	"	"	深谷家住宅洋館	1棟	18-0091	H23.7.25	元町1丁目9-45	深谷 憲一	
	4	"	"	旧料亭花月楼(中村家住宅主屋)	1棟	18-0092	H23.7.25	本町2丁目6-21	勝山市	
	5	"	"	料亭板甚蔵座敷	1棟	18-0093	H23.7.25	本町2丁目5-13	松村 秀夫 他	
	6	"	"	北谷道具博物館(旧北谷郵便局)	1棟	-	H31.3.29	北谷町87字中手外地7-1	学校法人きのくに子ども村学園	
	7	"	"	谷集会場	1棟	-	H31.3.29	北谷町87字中生外地6	谷区	
県指定	1	有形文化財	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	1軀	-	S52.6.17	平泉寺町平泉寺56-66	顕海寺住職 荻原 観順	
	2	"	"	銅造地藏菩薩立像	1軀	-	S52.6.17	平泉寺町平泉寺56-66	顕海寺住職 荻原 観順	
	3	"	"	木造 聖観音菩薩立像	1軀	-	H29.3.31	平泉寺町平泉寺64-57	乾 一與	祭礼7/18
	4	記念物	史跡	三室遺跡(縄文時代)	-	-	S28.3.19	遅羽町崎崎	勝山市	
	5	民俗文化財	無形	勝山左義長	-	-	H20.2.22	市内13区	各区長	市指定より 2月最終 土・日曜日
	6	記念物	名勝	平野氏庭園	-	-	H28.3.25	野向町深谷26-28	平野 千代子	
市指定	1	有形文化財	建造物	旧成器堂講堂	1棟	1	S41.10.26	元町1丁目19-24	神明神社宮司 天立 陽山	
	2	"	"	旧成器堂門	1棟	11	S47.4.21	郡町2丁目5-20	今井 克巳	
	3	"	"	旧成器堂土蔵	1棟	12	S47.4.21	郡町2丁目5-20	今井 克巳	
	4	"	"	旧成器堂演武寮	1棟	13	S47.4.21	荒土町布市	布市区長	
	5	"	"	旧備荒倉	1棟	14	S47.4.21	平泉寺町平泉寺115-1	梅田 秀司	
	6	"	"	左義長櫓	3基	66	H7.1.17	上袋田区、上長湊区、 下長湊区	上袋田区長、上長湊 区長、下長湊区長	
	7	"	"	はたや記念館ゆめおーれ勝山	建築群	68	H18.12.4	昭和町1丁目	勝山市	
	8	"	"	比良野家離れ座敷	1棟	69	H21.9.2	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
		"	"	比良野家長屋門	1棟		H21.9.2	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
	9	"	絵画	平泉寺の絵馬十六枚	16枚	35	S54.4.5	平泉寺町平泉寺56-63 (平泉寺白山神社)	白山神社	
	10	"	"	紙本淡彩 小笠原貞信拾得図	1幅	57	H3.1.18	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
	11	"	彫刻	石像 不動明王像	1軀	16	S47.4.21	北谷町谷168大西谷7	谷区長	祭礼8/11
	12	"	"	木造 如意輪観音菩薩坐像	1軀	58	H3.1.18	沢町2丁目(光明院)	光明院祭礼委員会	祭礼9月第1日曜日
	13	"	"	銅造 旧成器堂講堂孔子像	1軀	59	H3.1.18	元町1丁目5-6	勝山市	
	14	"	工芸品	毘沙門の金燈籠	1基	24	S50.10.15	本町2丁目96字20 (毘沙門境内)	毘沙門祭礼委員会	
	15	"	"	小笠原長守雅印	1組	60	H3.1.18	元町1丁目17-8	飯田 章	
	16	"	書跡	連歌懐紙	料紙4枚	44	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	17	"	"	藩侯藩士等書跡屏風	1帖	47	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	18	"	"	小笠原貞信徒然草残簡	1面	48	S60.5.7	元町1丁目5-6	勝山市	
	19	"	"	小笠原長教勝山十二景木額	1面	49	S60.5.7	元町1丁目5-6	勝山市	
	20	"	"	紙本墨書 小笠原貞信七言古詩	1幅	61	H3.1.18	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
	21	"	"	小笠原貞信和歌短冊	1葉	62	H3.1.18	本町2丁目2-24	勝山市	
	22	"	古文書	斎藤甚右衛門家文書1括	1括	34	S54.4.5	北谷町河合20-21	斎藤 甚継	
	23	"	"	小笠原一玄書状	1点	45	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	24	"	"	小笠原貞信・信辰寄進状	-	50	S60.5.7	元町2丁目1-13	国泰寺住職 乾 源俊	
	25	"	"	野木加右衛門書状	1点	63	H3.1.18	沢町1丁目4-29	法勝寺住職 佐々木 蓮裕	
	26	"	"	元禄時代勝山町図	1点	70	H26.7.10	元町1丁目5-6	勝山市	
	27	"	"	松平光長寄進状、松平直基安堵状、 松平成政安堵状	3点	72	H31.2.7	元町2丁目1-13	国泰寺住職 乾 源俊	

28	"	考古資料	御物石器	1点	19	S47.4.21	元町1丁目5-6	勝山市	
29	"	"	押型文尖底深鉢型土器	1点	36	S54.4.5	元町1丁目5-6	勝山市	
30	"	"	深鉢型土器	1点	37	S54.4.5	元町1丁目5-6	勝山市	
31	"	"	槍先形尖頭器	1点	64	H3.1.18	元町1丁目5-6	勝山市	
32	"	歴史資料	備荒倉扁額二面	2面	15	S47.4.21	滝波町3丁目1103 平泉寺町平泉寺115-1	笠川 剛士 梅田 秀司	
33	"	"	小笠原礼法版木	61枚	29	S50.10.15	永平寺町せせらぎ201-1	松田 裕志	
34	"	"	勝山製糸場扁額	1面	31	S54.4.5	元町1丁目9-5	久保 喜久子	
35	"	"	成器堂扁額	1面	32	S54.4.5	元町3丁目10-38	成器南小学校長	
36	"	"	新建成器堂記扁額	1面	33	S54.4.5	昭和町1丁目6-81	成器西小学校長	

番号	分類	種別	名称	員数	指定番号	指定年月日	所在地	管理者	備考
37	有形文化財	歴史資料	比良野帰雲坊の蔵書と遺品	1式	51	S60.5.7	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
38	"	"	旧中尾発電所第1号発電機	1基	67	H7.1.17	北谷町杉山	勝山市	
39	"	書画	歴代藩侯書画	1巻	46	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
40	民俗文化財	有形	無尽さん	1基	20	S47.4.21	野向町北野津又 142字1-1	松井 喜治	
41	"	"	いざり機・ボタン機	各1台	25	S50.10.15	元町1丁目9	ケイター株式会社	
42	"	"	糸繰り機	1台	53	S63.2.10	元町1丁目1-1	勝山市	
43	"	"	機業製品	(1)絹紋倫子織物 1点 (2)KKクレープ 1反 (3)人絹生機織物見本帳 5種1冊 (4)絹紬紋付羽織 男物 1着 (5)絹紬衿着物(上羽織) 1着 (6)絹紬衿着物(八掛づき) 1着 (7)絹金紗長襦袢 1着 (8)絹柄織茶羽織 1着	42	S56.4.7	元町1丁目9 元町1丁目9 元町1丁目9 栄町3丁目4-5 元町1丁目9 旭町2丁目1-16 旭町2丁目1-16 元町1丁目9	ケイター株式会社 ケイター株式会社 ケイター株式会社 織田 源 ケイター株式会社 橘 恵美子 橘 恵美子 ケイター株式会社	
44	"	無形	長柄節		6	S44.8.20		長柄節保存会	
45	"	"	滝波のお面さん祭り		8	S44.8.20	村岡町滝波	滝波区長	2/11
46	"	"	谷のお面さん祭り		9	S44.8.20	北谷町谷	谷区長	2/16
47	"	"	観音さまのおすすめ		10	S44.8.20	遅羽町北山	北山区長	2月中旬
48	"	"	走りやんこ		40	S56.4.7		市消防団長	4/13
49	記念物	旧跡	渡船場	(1)小舟渡 (2)比島の渡 (3)鶴の島渡 (4)宮の渡	3	S41.10.26	北郷町森川地籍 遅羽町比島～ 村岡町滝波地籍 遅羽町比島～本町地籍 平泉寺町大渡～ 遅羽町下荒井地籍	勝山市 勝山市 勝山市 勝山市	
50	"	史跡	泰澄母の墓所石塔五基	石塔5基	17	S47.4.21	下毛屋8-3	毛屋区長	8月第4土曜日
51	"	"	柴田監物墓	1基	18	S47.4.21	北谷町河合	義宣寺住職	法要8/15
52	"	"	小笠原家累代廟所		26	S50.10.15	沢町1丁目2-3 (開善寺境内)	華藏寺住職 (開善寺住職代理)	法要6/12
53	"	"	平泉寺墓地		27	S50.10.15	平泉寺町平泉寺157字9	平泉寺区長	
54	"	"	谷の石畳道		30	S50.10.15	市道4-11号線内	勝山市	
55	"	"	紅梅塚・桜塚		28	S50.10.15	野向町龍谷65-10	龍谷区長	
56	"	"	伊知地古戦場		41	S56.4.7	北郷町畑ヶ塚 伊知地43 鷲ヶ岳山頂 伊知地93	伊知地区長	畑ヶ塚祭礼 10/25
57	"	"	村岡山城跡		71	H31.2.7	村岡町寺尾51字1-33	勝山市	
58	"	"	旧勝山城下城の七里壁		73	R3.4.13	栄町3丁目～元町2丁目	個人(13人)、法人(5)、勝山市	
59	"	名勝	龍谷公園		39	S54.4.5	野向町龍谷48-20 21,45,46,47	龍谷区長	
60	"	天然記念物	西光寺の大杉	1本	4	S41.10.26	鹿谷町西光寺18-1 (白山神社)	西光寺区長	
61	"	"	岩屋の大杉	1本	5	S41.10.26	北郷町岩屋 (岩屋観音堂境内)	岩屋観音奉賛会	
62	"	"	法恩寺のねまり杉	1本	22	S50.10.15	勝山市170字奥山1-38	勝山市	
63	"	"	薬師の大きいちょう	1本	38	S54.4.5	野向町薬師神谷48-1 (白山神社)	薬師神谷区長	
64	"	"	化石トリゴニオイデス等包含層		43	S57.7.5	北谷町杉山川 中野俣52字`杉山13字	勝山市ほか	
65	"	"	片瀬の大杉	1本	54	S63.2.10	片瀬17-6	片瀬区長	
66	"	"	伊良神社のケヤキの群生	12本	55	S63.2.10	北谷町谷87-2	谷区長	
67	"	"	ミチノクフクジュソウ自生地		65	H3.1.18	北谷町木根橋18-4-1 15-1-1,3,4 18-3-1	山岸 結恵 岸下 稔	

備考欄は祭礼の日付

勝山市体育館 ジオアリーナ

防災複合施設 設置・運営マニュアル



平成28年3月

令和3年 3月

令和4年 4月

勝山市

勝山市体育館 ジオアリーナ

防災複合施設 設置・運営マニュアル

目次

はじめに	1
第1編 福祉避難所編	2
第1章 平時における取組	4
◆福祉避難所の運営にかかる事務分掌	4
◆福祉避難所の利用対象となる者の把握	4
◆物資・器材、人材、移送手段の確保	5
◆福祉避難所の施設整備	8
◆社会福祉施設、医療機関等との連携	8
第2章 災害時における取組	9
◆福祉避難所の開設	10
◆福祉避難所の運営	12
◆福祉避難所における要配慮者の支援	16
◆福祉避難所の閉鎖	19
第2編 物資集配拠点施設編	20
◆物資集配拠点の設定	20
◆物資集配拠点の役割	20
◆物資集配拠点の運営にかかる事務分掌	20
◆物資集配拠点の開設	21
◆救援物資への対応	21
◆救援物資の受入れ・仕分け	22
◆救援物資の配送	23
◆物資集配拠点施設の閉鎖	24
第3編 災害時の支援活動拠点施設編	25
◆支援活動拠点の設定	25
◆支援活動拠点の役割	25
◆支援部隊の受入れにかかる事務分掌	26
◆災害時における上下水道施設の確保	26
◆災害対策本部との通信機能の確保	27
◆支援活動拠点内の放送設備	27
◆支援活動拠点内の屋外照明設備	27

はじめに

本マニュアルの目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要がありますが、特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な避難所では生活に支障を来たすため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要があります。

本マニュアルの福祉避難所編では、災害発生前から必要となる対策や災害発生直後からの実施内容をあらかじめ整理しておくことにより、福祉避難所の迅速・的確な開設と円滑な運営を実施し、もって、避難所における要配慮者の安心・安全を確保することを目的とします。

また、物資集配拠点施設編では、大規模災害時における家庭内備蓄や市場での調達により食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び仕分け・配送の運営をスムーズに実施することを目的とします。

災害時の支援活動拠点施設編では、他自治体や関係機関等が支援に来る場合の活動拠点について整理し、施設整備状況を明らかにすることにより、支援部隊の派遣・受入をスムーズにすることを目的とします。

第1編 福祉避難所編

◆ 指定福祉避難所とは

福祉避難所とは、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活に困難をきたす要配慮者等（以下、「要配慮者」という）を対象に開設される避難所と定義します。勝山市では、当該施設である「勝山市体育館 ジオアリーナ」のほか、「勝山市福祉健康センター すこやか」を指定福祉避難所としており、相互に調整して運営するものとします。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

また、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等へ入所・入院対象者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしていません。

◆ 福祉避難所の施設の要件

- 施設が耐震、耐火構造の建築物であり、近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと
- 施設がバリアフリー化されており、要配慮者の安全が確保されていること
- 要配慮者の特性を踏まえた避難生活に必要なスペースが確保されていること

◆ 受入れスペースの確保

要配慮者の特性を踏まえ適切に対応できるよう、1人あたりの面積について、概ね2～4 m²/人（畳2畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保します。

要配慮者の避難スペースとしては多目的室（146.5 m²）と研修室（72.4 m²）を想定しています。

第1章 平時における取り組み

◆ 福祉避難所の運営にかかる事務分掌

福祉避難所としての施設整備計画及び利用対象者等の把握など、福祉避難所として運営するために必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、要配慮者支援班（福祉児童課）が主体となり、総務・職員班（総務課）、第2要配慮者支援班及び施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整し行います。

◆ 福祉避難所の利用対象となる者の把握

市は、要配慮者の登録制度により、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等について適宜情報の収集に努め、あらかじめ福祉避難所の対象となる者の概数を把握しておきます。

（参考）勝山市地域防災計画に基づき把握されている避難行動要支援者の基準

- ・ 要介護認定区分3～5に該当する者
- ・ 65歳以上の人のみで構成する高齢者世帯のうち要支援1～2、または要介護1～2の者
- ・ 身体障害者（身体障害者手帳1～2級）
- ・ 知的障害者（療育手帳 A1～A2判定）
- ・ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1～2級）
- ・ 支援希望者（上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者で支援を希望する者）

※なお、上記に該当する者であっても福祉避難所への移送が必要であるか否かの判断は、指定避難所に配置された避難所管理責任者等によりこれを判断することを原則とします。

◆ 物資・器材、人材、移送手段の確保

物資・器材、人材、移送手段の確保

(1) 物資・器材等の確保

物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努めることとし、あわせて災害時において速やかに調達できるように、物資の供給協力等の応援協定の締結など事前対策を講じます。

なお、福祉避難所で必要となる主な物資・器材の例は次のとおりです。

	要配慮者対応物資・器材
食料・飲料水	ビスケット、かゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、疾病（アレルギー体質を含む。）に応じた食品等
生活必需品等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、車いす、マット等
その他	簡易ベッド、ポータブルトイレ、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具等

（２）人材の確保

福祉避難所における要配慮者の日常生活活動のニーズに対しては、ホームヘルパー等の介護職員が家族とともに対応にあたるため、市内の介護サービス提供事業者と災害時の応援協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、福祉避難所開設時に概ね１０人の要配慮者に１人の介助員等を配置できるよう人材の確保に努めます。また、ボランティアなどへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制も検討します。

分 類	種 類
① 高齢者、身体障害者	ホームヘルパー、看護師、保健師、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士 等
② 視覚障害者	ガイドヘルパー、点訳 等
③ 聴覚障害者	手話通訳、要約筆記 等
④ 内部障害者	看護師、准看護師 等
⑤ 精神、知的障害者	精神保健福祉士、保健師 等
⑥ 妊産婦	助産師 等
⑦ 乳幼児等	保育士 等
⑧ 外国人	通訳ボランティア、翻訳ボランティア 等
⑨ メンタルヘルス	精神保健福祉ボランティア、心理カウンセラー 等
⑩ その他	歩行訓練士、義肢装具士、福祉機器の専門家 等

(3) 移送手段の確保

指定避難所で対応が困難な要配慮者を福祉避難所へ移送する場合や、緊急に入所施設等へ移送する場合は、原則として、当該要配慮者の家族又は支援者が行います。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合は、市が行うものとします。移送の際には、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、移送手段の確保策を検討するとともに、福祉車両、救急車両、一般車両等の移送手段の調達先を把握しておきます。

区分（対象）	イメージ	特徴
① セダン型 （目や耳の不自由な方等）		利用者の状況に合わせた乗降介護が上手にできれば、走行中の安定が良いという利点がある。 ドアの開く角度の大きい車両や、後部ドアの上部天井が開閉するルーフハッチ式車両、前部座席との間隔が広い車両なども開発されている。
② 回転シート型 （介助があれば、車椅子を降りて移動ができる方等）		回転シート型の車両は、座ったままで乗降ができるように、座席がドア側に70～90度回転する。シートは後部座席に装備されている車両と、助手席に装備されている車両があり、手動または自動で操作ができる。
③ 車椅子型 （車椅子から降りることができない方等）		車椅子に座ったまま乗降ができる車両で、車いすを車内で固定する。後背部からの乗降方式の車両が大半である。乗降の方法に応じて、リフト型とスロープ型の2つのタイプがある。車いすの固定方式も工夫されたものが開発されており、安全性も高まっている。
④ 寝台型 （ベッドから起き上がることができない方等）		寝台（ストレッチャー）に体を寝かせたまま乗降が行える。これにより家庭のベッドから病院のベッドまで寝たまま移動できる。寝台仕様の車両には車いす仕様との兼用できる車両もある。
⑤ リフト付バス （通学バスや団地での移動）		車椅子に座ったまま乗降ができるようなリフト付きのバス。学校への通学や、旅行などの団体での移動に利用されている。

※ 財団法人全国福祉輸送サービス協会のホームページより

◆ 福祉避難所の施設整備

要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、福祉避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努めます。

◆ 社会福祉施設、医療機関等との連携

（１）福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して、社会福祉施設や医療機関等と協力が必要になることから、日頃より情報を共有するなど連携強化に努めます。

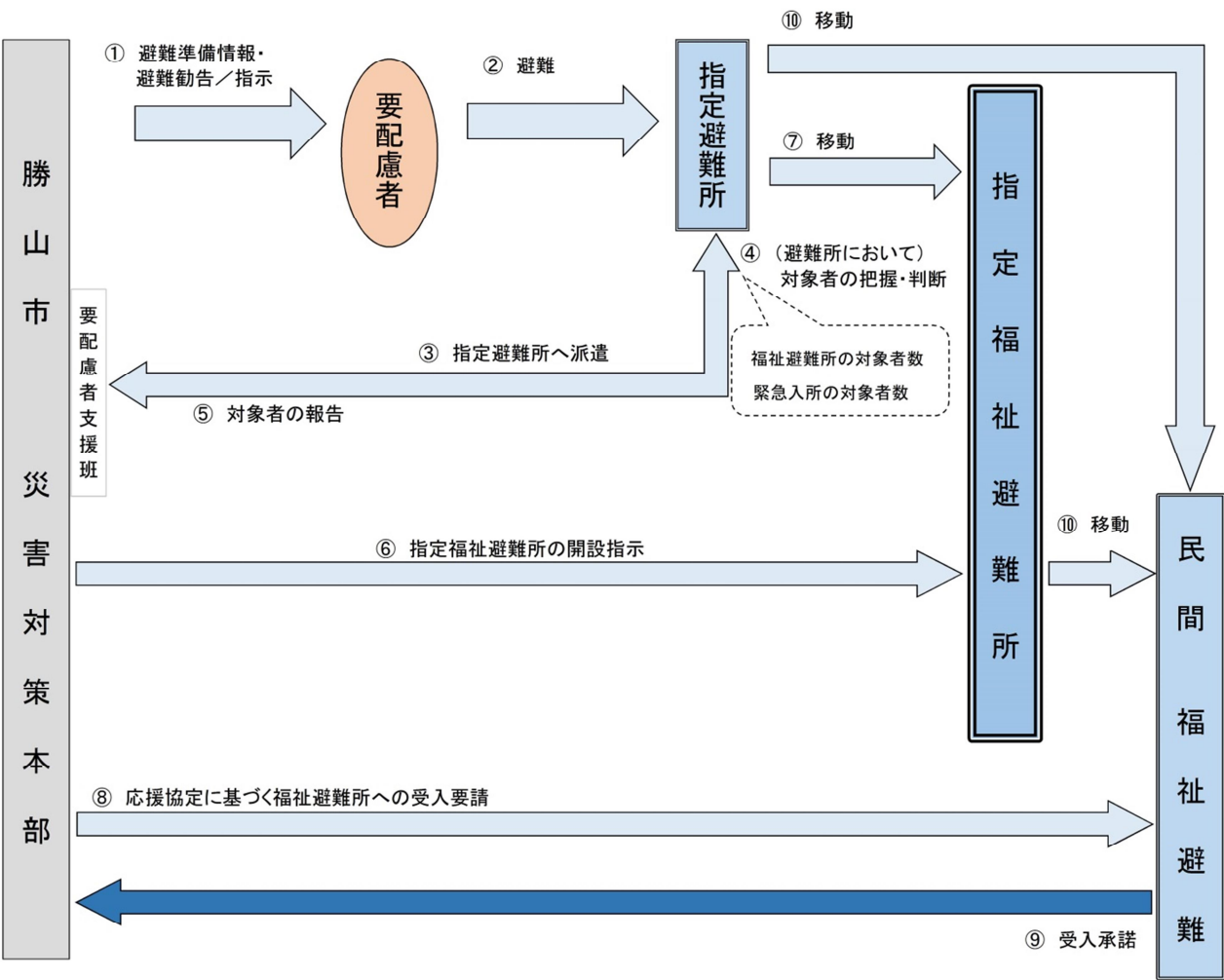
また、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者との防災協定を締結するなど、関係団体・事業者間の連携強化の促進に努めます。

（２）緊急入所等への対応

福祉避難所は、福祉施設に入所していない者が対象となります。したがって、専門的なケアを要する障害者、難病患者・人口透析患者、傷病者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することになります。

第2章 災害時における取り組み

開設までのフロー



◆ 福祉避難所の開設

（１）福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ

- ① 市は、災害が発生した場合で、避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の利用対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、施設の安全確認【様式１：避難所開設チェックリスト】を行ったうえで、福祉避難所を開設します。
- ② 福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその場所を周知します。
- ③ 受け入れ体制が整い次第、福祉避難所の利用対象となる高齢者、障害者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れます。このため、社会福祉施設や医療機関等と連絡調整窓口を相互確認し、要請系統を定めるなど、連携を図ります。

（２）福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の福祉避難所の開設期間は、原則として、災害の発生の日から最大限７日以内です。

しかし、大規模災害等の場合で、どうしてもやむを得ず７日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に災害対策本部は必要最小限の期間の延長について、県と協議します。

（３）ボランティアの受け入れ

- ① 避難施設運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容、期間等について勝山市災害ボランティアセンターに要請します。
 - ② 災害ボランティアセンターにおいて調整されたボランティアを受け入れます。
 - ③ ボランティアの分担する仕事は、福祉施設生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行います。
- 要配慮者介護、看護活動の補助
 - 清掃及び防疫活動への応援
 - 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
 - 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
 - その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

◆ 福祉避難所の運営

（１）名簿の作成・管理

- ① 指定避難所から福祉避難所に移送する際には、指定避難所で作成した避難者カード【様式２】や健康相談票【様式１７】の引き継ぎを行います。また、要配慮者の詳細な情報を把握するため、福祉避難所避難者カード【様式１９】を新たに作成します。
- ② 自宅または地区避難所等から直接避難してきた要配慮者については、福祉避難所避難者カード【様式１９】及び避難所要配慮者名簿【様式３】を作成し、随時更新します。
- ③ 避難者に退所者があるときは、可能な限り転出先を確認して記録します。
- ④ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、避難所の状況について、災害対策本部へ報告【様式８：避難所状況報告書―上段利用】します。

（２）食料・飲料水の配給

- ① 食料・飲料水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、特別な要望については個別に対処します。
- ② 不足食料がある場合は、不足食料の内容及び数量を取りまとめて、主食依頼伝票【様式１３】に記入し、災害対策本部へ提出します。
- ③ 食料の要請に当っては、必要な食料を的確に把握し、余剰食糧が発生しないよう注意します。

（３）物資の配給

- ① 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、特別な要望については個別に対応します。

- ② 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて物資依頼伝票【様式 1 4】に記入し、災害対策本部へ提出します。
- ③ 物資の要請に当っては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意します。

(4) 物資の管理

- ① 要請した物資が搬送されたら物資依頼伝票【様式 1 4】にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管します。

＜物資の管理・保管方法＞

- 男性衣類、女性衣類、子ども衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、生理用品、紙おむつ、その他に分類する。
 - 生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医薬品、電気製品などの用途別に分類する。
- ② 搬送された物資については、物資管理簿【様式 1 5】に記入します。
 - ③ 特別なニーズがある人には、個別に対処するように努めます。

(5) トイレに関する対応

- ① 必要に応じて、簡易トイレや仮設トイレを所定の場所に設置します。(ジオアリーナについては、マンホールトイレ設置可能)
- ② トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図ります。
- ③ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行い、要配慮者の家族で手伝える人がいれば協力を依頼します。

＜トイレ＞

- ・ 仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

(6) ごみに関する対応

- ① 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、貼り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。
- ② ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。
- ③ ごみ集積所は、できるだけ屋根付きで屋外の直射日光が当たらない場所を選びます。

(7) 防疫に関する対応

- ① 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。
- ② うがい、手洗いを励行します。
- ③ 風呂の利用計画を作成し、周知します。
- ④ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。
- ④ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

<生活用水の確保>

飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。

<手洗いの励行>

手洗い所には、消毒液を配置します。

<食器の取扱い>

衛生確保の観点から、食器は出きるだけ使い捨てとします。

(8) 避難施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者等の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

（９）電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ① 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限におさえるために、呼び出しなどは時間を決めて行います。
- ② 電話での問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合します。
- ③ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は特設公衆電話とします。
- ④ 呼び出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のままで呼び出しをしないようにします。

（１０）生活情報の提供

求められる様々な情報について、手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供します。

＜避難者の必要とする情報＞

- ・ 被害、安否情報 ・ 医療・救護情報 ・ 余震、天候情報
- ・ 生活支援情報 ・ ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ・ 生活再建情報 ・ 長期受入施設に関する情報 など

＜情報の収集方法＞

- 災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集します。
- テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

＜情報の周知＞

- 収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。
- 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- 不要となった情報も記録・整理して保管します。

◆ 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

- ① 定期的に、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを点検します。
- ② 福祉避難所において、障害者や高齢者などが生活しやすい避難所の環境整備に努めます。
- ③ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応に努めます。

<高齢者>

- 避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためには、おむつ交換の場所を別に設けます。

<視覚障害者>

- 避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- 放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

<聴覚障害者>

- 伝達事項は、紙に書いて知らせます。
- 掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。
- 手話通訳者等を派遣します。

<肢体不自由者>

- 車いすが通れる幅を確保します。

＜内部障害者＞

- 医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設けます。
- 医療機関等の協力により巡回診療を行います。

＜知的障害者＞

- 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮します。

＜乳幼児＞

- 退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。
- 乳児に対して、ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意します。

（２）福祉サービスの提供

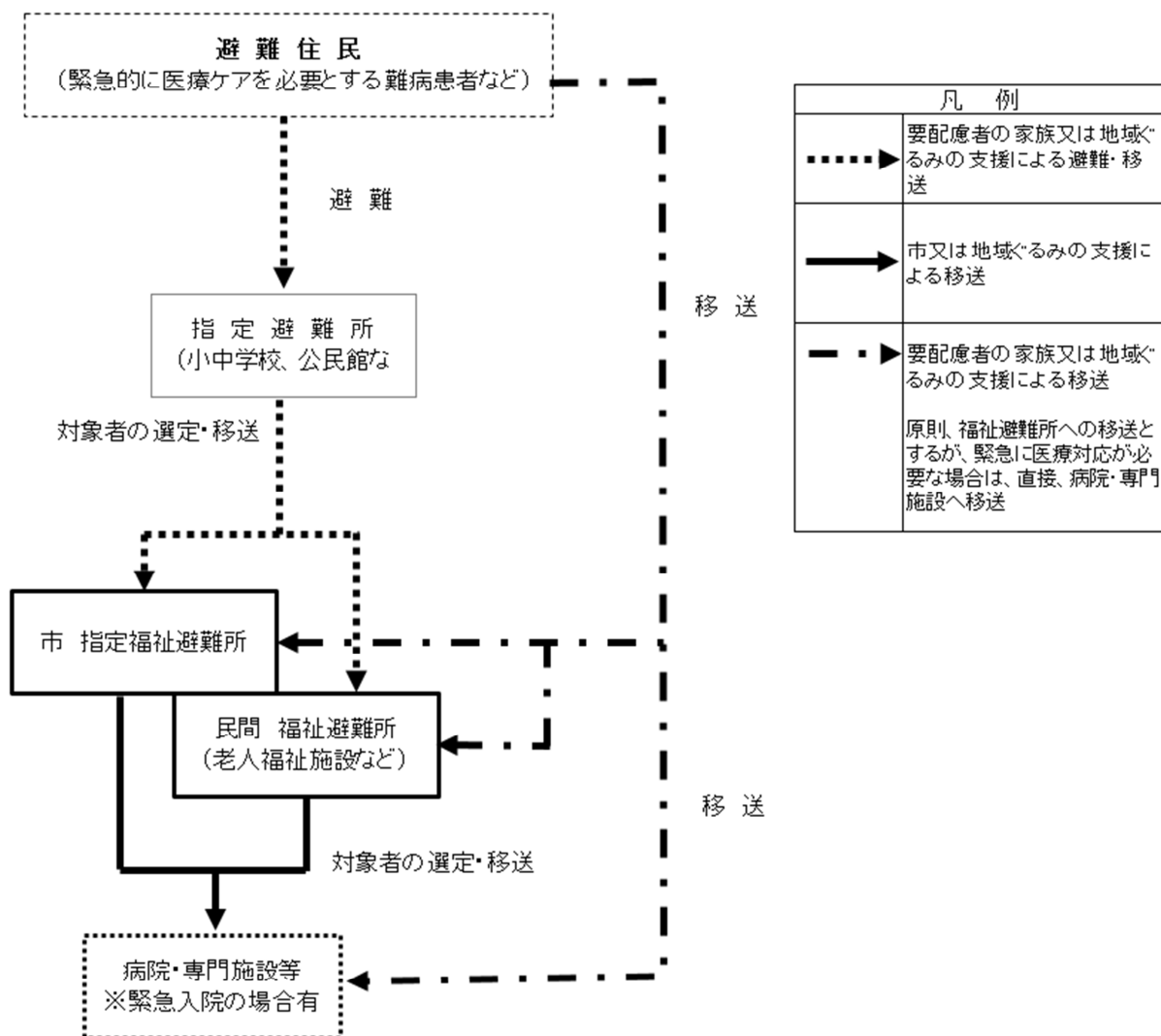
- ① 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供します。
- ② 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定しています。

（３）総合相談窓口の設置

- ① 要配慮者特有の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置します。
- ② 相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

(4) 緊急入所等の実施

- ① 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。
- ② 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。



◆ 福祉避難所の閉鎖

- ① 避難者の撤収状況等を勘案し、福祉避難所の閉鎖を判断したときは、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。
- ② 避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、要配慮者支援班長（福祉児童課長）及び施設管理者（健康体育課）は、施設の点検を行い、原則として福祉避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、福祉避難所としての指定を解除します。

※ 本マニュアルに記載のない事項については、「勝山市避難所開設・運営マニュアル」の本編・様式集・資料編を参考とする。

第2編 物資集配拠点施設編

◆ 物資集配拠点の設定

物資集配拠点となる勝山市体育館 ジオアリーナは、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員な主要幹線道路である福井県第1次緊急輸送道路沿いにあります。また最重点除雪路線（長山交差点～福井県立病院・福井大学医学部附属病院）にも隣接しており、1年を通じてアクセスに優れた位置となっています。

◆ 物資集配拠点の役割

物資集配拠点は、全国から送られてくる救援物資の一時保管場所となり、集荷・仕分け整理の後、災害対策本部からの要請により指定避難所へ物資を配送する拠点となります。

◆ 物資集配拠点の運営にかかる事務分掌

物資集配拠点として運営するために必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、商工・物資供給班（商工文化課）が主体となり、総務・職員班（総務課）、施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整し実施します。

◆ 物資集配拠点の開設

災害対策本部から物資集配拠点として使用する旨の指示があった場合、施設管理者及び商工・物資供給班（商工文化課）は受入場所を確保します。

施設利用者がいた場合は、施設外への退去（安全な自宅への帰宅か指定避難所への移動）を促します。ただし、利用者の安全を優先し、移動経路が危険な場合等は無理に退去させず、一時とどまらせ、一部の部屋にまとまってもらうなどします。

当該施設が、物資集配拠点及び市民立入禁止であることを施設に掲示し、関係者以外の進入を制限します。受入場所を確保したら、受け入れ体制が整ったことを災害対策本部に連絡します。

◆ 救援物資への対応

過去の大震災では、全国の多くの人々から救援物資が寄せられました。これら救援物資は、被災者に対する思いやりや善意にあふれていたものでしたが、円滑に配布できたのは応急対策が一段落してからでした。

災害発生直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられます。しかし、大規模な災害の発生直後には、①何が、②どのくらい、③いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、④必要としている被災者に、⑤必要としているものを、⑥必要としている時期に、分類・仕分けして配布することは、極めて困難な状況です。また、地域経済活動への影響も少なからず指摘されています。

このような過去の事例から、市は報道機関等の協力を得て、発

災直後の救援物資の抑制に努めます。

また、避難者のニーズが把握された後も、災害時応援協定に基づいた応援協定締結企業や他の自治体、または企業・団体から物資を調達し、個人からの救援物資は仕分けに多大な労力と資源を要することから抑制する取り組みを進めます。

【例えば、生ものや古着、缶詰は送付されないよう宅配・物流業者に対して受託制限を依頼します】

◆ 救援物資の受入れ・仕分け

物資拠点施設開設時は、商工・物資供給班（商工文化課）等により配送された物資の受入れ・仕分けを行います。長期におよぶことが想定される場合は職員のローテーションを組んで配置に付けます。

物資の荷下ろしや仕分け作業に多くの人手を要する場合は、ボランティアによる協力を災害対策本部に要請します。

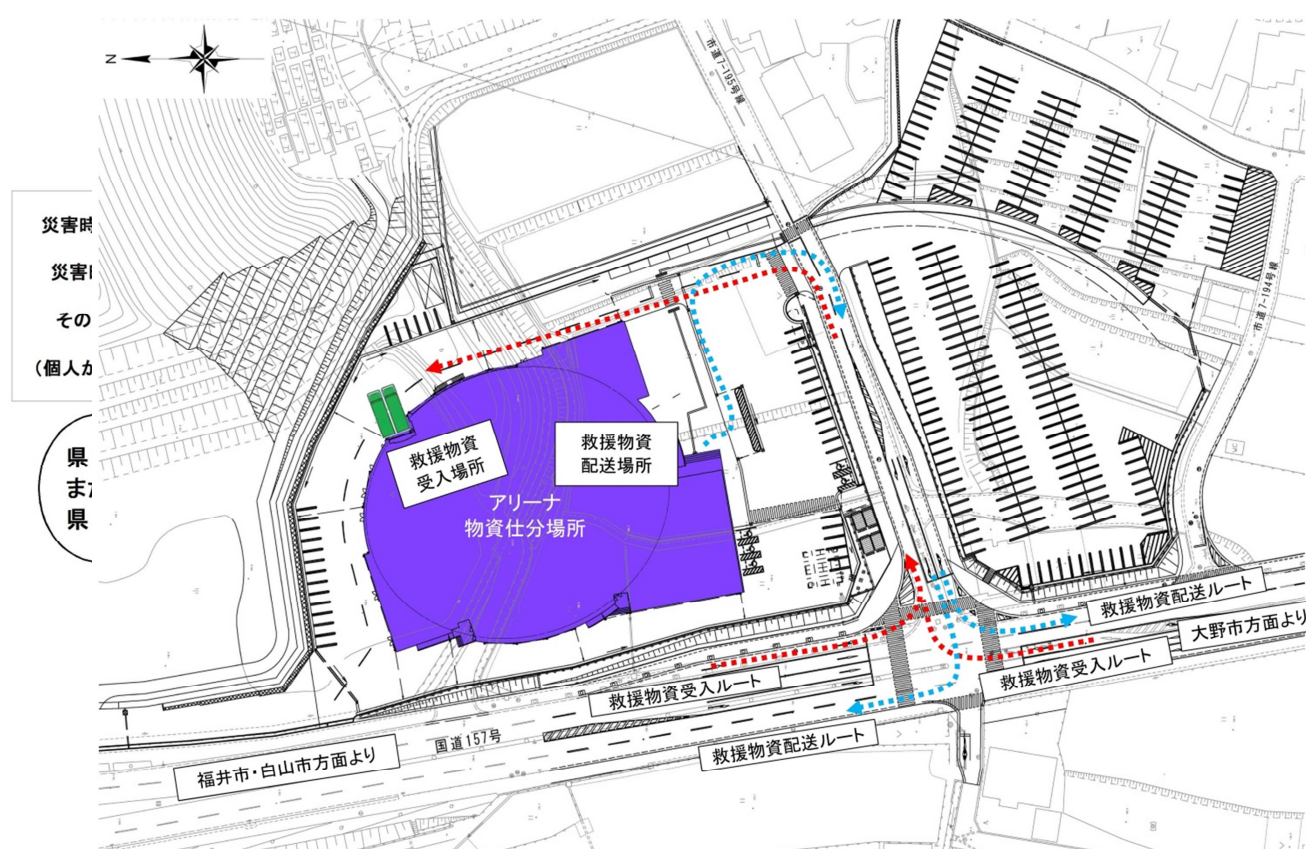
また、これらの人員だけでは処理できない救援物資が配送され続け、仕分け作業や避難所への配送作業に支障をきたす場合には、民間宅配・物流業者による業務委託の検討を災害対策本部に要請します。

◆ 救援物資の配送

避難所からの物資の要請は災害対策本部にて集約・調整され、物資集配拠点に伝達されますが、その度に配送することは物資集配拠点施設の人員を割くことになり受入れ・仕分け作業に支障をきたすことから、原則として1日2回の定期配送とします。

避難所への配送物量が多く、市保有の車輛のみでは対応出来ない場合や人員が不足し定期配送に支障をきたす場合には、民間宅配・物流業者による業務委託の検討を災害対策本部に要請します。

なお、物資拠点施設における避難住民等への個別配布は、原則としておこないません。



物資拠点施設における救援物資の受入・配送ルート図

◆ 物資集配拠点施設の閉鎖

指定避難所等が閉鎖され、応急仮設住宅等への転居後に伴い救援物資配布から自立支援に移行する時期となってきた際には、災害対策本部は市内の物流の復旧状況を確認し、物資の受入れ・配送を停止します。その際には、メディアを通じて物資受入を停止したことを広報すると共に、民間宅配・物流業者に対して各営業所での救援物資受入を拒否するよう依頼します。

物資拠点施設では、残存する物資を災害対策本部が指定する他の保管場所に移送します。

その後、施設管理者（健康体育課）等は施設の点検を行い、原則として物資集配拠点使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、物資集配拠点施設の閉鎖を行います。

第3編 災害時の支援活動拠点施設編

◆ 支援活動拠点の設定

支援活動拠点となる勝山市体育館 ジオアリーナは、物資集配拠点施設編にも記載したとおり、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員な主要幹線道路である福井県第1次緊急輸送道路沿いにあります。

また最重点除雪路線にも隣接しており、1年を通じて支援部隊が容易にアクセス出来る位置となっています。

◆ 支援活動拠点の役割

支援活動拠点は、駐車場の大きな空間を利用して支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ（電力、通信、水道）、公共土木施設等の復旧活動部隊）の集結・ベースキャンプの拠点として機能します。また、支援部隊が活動環境を確保するため、屋外上下水道施設の整備や災害対策本部との無線通信機能を整備しています。

◆ 支援部隊の受入れにかかる事務分掌

支援部隊を受け入れるための必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、総務・職員班（総務課）及び連絡調整班（未来創造課）が主体となり、施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整して行います。

支援拠点施設における支援部隊の活動は、原則として自主運営となりますが、総務・職員班（総務課）等は支援部隊の要望を聞き取り、スムーズな活動が出来るよう協力します。

◆ 災害時における上下水道施設の確保

◎上水道施設

敷地内には適宜、給水栓を設置しており支援部隊が利用出来るよう整備しています。しかし大規模災害時には、上水道施設が破損し給水栓から給水できない可能性が高くなります。本拠点では、地上式貯水槽（40m³）を設置し、支援部隊等に供給可能な状態を維持します。

◎下水道施設

敷地内にはマンホール直結式汚水枡（10箇所）を整備しており仮設トイレを配置することにより、上記の上水道施設と合わせて水洗式仮設トイレとして使用することが出来るようになっていきます。（下水道施設の使用の有無が確認出来るまでは、汲取式トイレにて対応）

総務・職員班等は、支援部隊の配置状況を確認し、必要に応じて仮設トイレの設置を災害対策本部に要請します。

◆ 災害対策本部との通信機能の確保

敷地内には、防災行政無線を配備しておりN T T回線や携帯電話網などの民間通信施設が機能しない場合においても、支援活動拠点と災害対策本部として設置予定の市役所間の通信手段として確保します。

◆ 支援活動拠点内の放送設備

敷地内に配備している防災行政無線には屋外拡声器が設置されており、非常の際には防災行政無線子局（現地）のハンドマイクから放送することが可能となっています。

支援部隊に対し、情報伝達することが必要な場合は、本設備を利用することができます。

◆ 支援活動拠点内の屋外照明設備

施設内駐車場の照明灯は、電源にソーラー蓄電システムを利用しており、電力が復旧していない場合においても、点灯することができます。支援部隊が夜間に到着する場合や拠点で活動する場合にも一定の照度を確保しています。

機 能	用 途	概算面積
支援部隊の拠点	ベースキャンプ 車両駐車スペース	6,500m ²
	支援活動スペース 屋外物資置場	1,000m ²

参考

災害時の施設レイアウト例（勝山市新体育館基本設計より）

万が一の災害時には二次避難施設として、安全で自立的な機能維持ができる施設とします。防災行政無線を設け、市役所の災害対策本部との迅速かつ綿密な情報交換の連携をとりながら、敷地全体として災害支援ができるように整備します。

●敷地計画



●内部計画



災害支援車両



災害支援活動



災害支援ベースキャンプ



災害時応急医療



防災無線

まち館地区防災拠点 運営マニュアル

令和 年 月

勝山市

はじめに

本マニュアルは、防災の拠点としての機能を担うまちづくり会館・コミュニティセンター（以下「まち館」という。）での災害時の動きとその後の活動について示したものであり、まちづくり会館・コミュニティセンター職員（以下「まち館職員」という。）、地区災害対応支部運営の主体となる市職員や設置場所となる、情報連絡に関わる地区住民との間で認識を共有し、連携強化を図ることを目的としています。

災害発生時の初動においては、災害対策本部で被災状況を迅速かつ的確に把握することが、その後の災害応急活動において非常に重要となります。

しかし、大規模災害発生時、災害対策本部が各地区の被災状況等を把握しようとしても、電話の輻輳※などにより、各地区と連絡が取れず思ったように情報が得られないことが予想されます。

そこで、各地区の情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、まち館が当該地区の「地区防災拠点」として機能します。また、災害の状況に応じて、市職員をまち館に派遣し、「地区災害対応支部」を設置します。

地区防災拠点及び地区災害対応支部は、地区単位で、避難所の状況や地区内の被災状況を収集して災害対策本部に報告します。また、災害対策本部で決定された方針や、勝山市域全体の被災状況などの情報を、避難者や地区住民へと伝達する活動を行います。

※輻輳とは、方々から集まること。物が1ヶ所に混みあうこと。

災害時における情報に関するQ & A

Q 1. 災害時、市はなぜ情報を収集する必要があるのですか？

A 1. 大規模災害が起こると、いろいろな場所で家屋が倒壊し下敷きとなったり、火災が発生すると予想されます。そのときに最も重要な活動は、隣近所による住民同士の救出活動や初期消火活動ですが、市も、人命救助を最優先にしていろいろな災害応急活動を行います。どこでどんな被害が発生しているのかが分からなければ、市として対応が取れません。つまり、市内の被害状況の情報収集が災害応急活動における最初の一歩となるのです。

Q 2. 情報を収集した後、市はその情報をどのように使うのですか？

A 2. 災害発生時、市庁舎に災害対策本部が立ち上がります。市内の被害状況は、市の災害対策本部で取りまとめ、自衛隊・警察・消防・消防団と共有し、被害状況に合わせた地区ごとの救出救護活動及び消火活動の規模を判断して自衛隊・警察や消防など、様々な機関の救出救護活動や消火活動の資とします。

— 目 次 —

第1章 地区防災拠点・地区災害対応支部に関する基本事項	3
1. 地区防災拠点の役割	3
2. 地区災害対応支部の設置	3
3. 地区災害対応支部設置・運営における各主体の動き	3
4. 地区防災拠点・地区災害対応支部と災害対策本部の情報共有方法	6
5. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所	7
6. 地区防災拠点・地区災害対応支部で使用する資料・備品	8
第2章 職員の参集	9
1. 参集における行動	9
第3章 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置	12
1. まち館の安全確認	12
2. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置例	12
3. 地区防災拠点・地区災害対応支部設置完了の報告	12
第4章 地区防災拠点・地区災害対応支部の活動	13
1. 地区防災拠点の活動組織	13
2. 地区災害対応支部の活動組織	13
3. 地区の被災情報や避難所情報の収集	14
4. 情報の整理	14
5. 災害対策本部への報告	15
6. 災害対策本部から情報収集・伝達	15
第5章 地区災害対応支部の閉鎖	16
1. 地区災害対応支部の閉鎖	16
2. 地区災害対応支部の撤収	16

第1章 地区防災拠点・地区災害対応支部に関する基本事項

1. 地区防災拠点の役割

まち館職員はそれぞれの地域の地区防災拠点としての役割を担い、以下の業務を行います。

- (1) 発災後、自動配備（震度5弱以上）又は市長からの指示によりまち館に参集
 - (2) 災害対策本部及び避難所との通信・連絡手段を確保し、状況の共有・伝達
 - (3) 避難所担当職員及び避難所運営委員会と連携し、ライフラインに関する地区の被災状況や避難所開設・収容状況等の情報を収集し、取りまとめた上で、災害対策本部へ報告
 - (4) 市内全域の被災状況や、避難所の開設状況、給水場所の情報などを災害対策本部から得て、避難所の掲示板等を活用し、地区の住民や避難者へと伝達。
- まち館職員の業務について（地区防災拠点としての役割以外）

地震以外の風水害等の災害が起こり、被害等状況が軽度である場合は、まちづくり会館・コミュニティセンターが一時避難所として開設されます。その場合は、避難所管理責任者・運営担当職員、まち館職員が中心となって避難所開設・運営を行います。

2. 地区災害対応支部の設置

本部長（市長）は、災害の状況に応じて、地区災害対応支部を設置します。

支部長を課長級職とし、設置された地区の地域担当職員と共にまち館に移動します。

支部長、まち館職員、地域担当職員は1.に定める役割を担います。地区災害対応支部は、加えて、必要となる対応・措置について、災害対策本部へ進言する役割も担います。

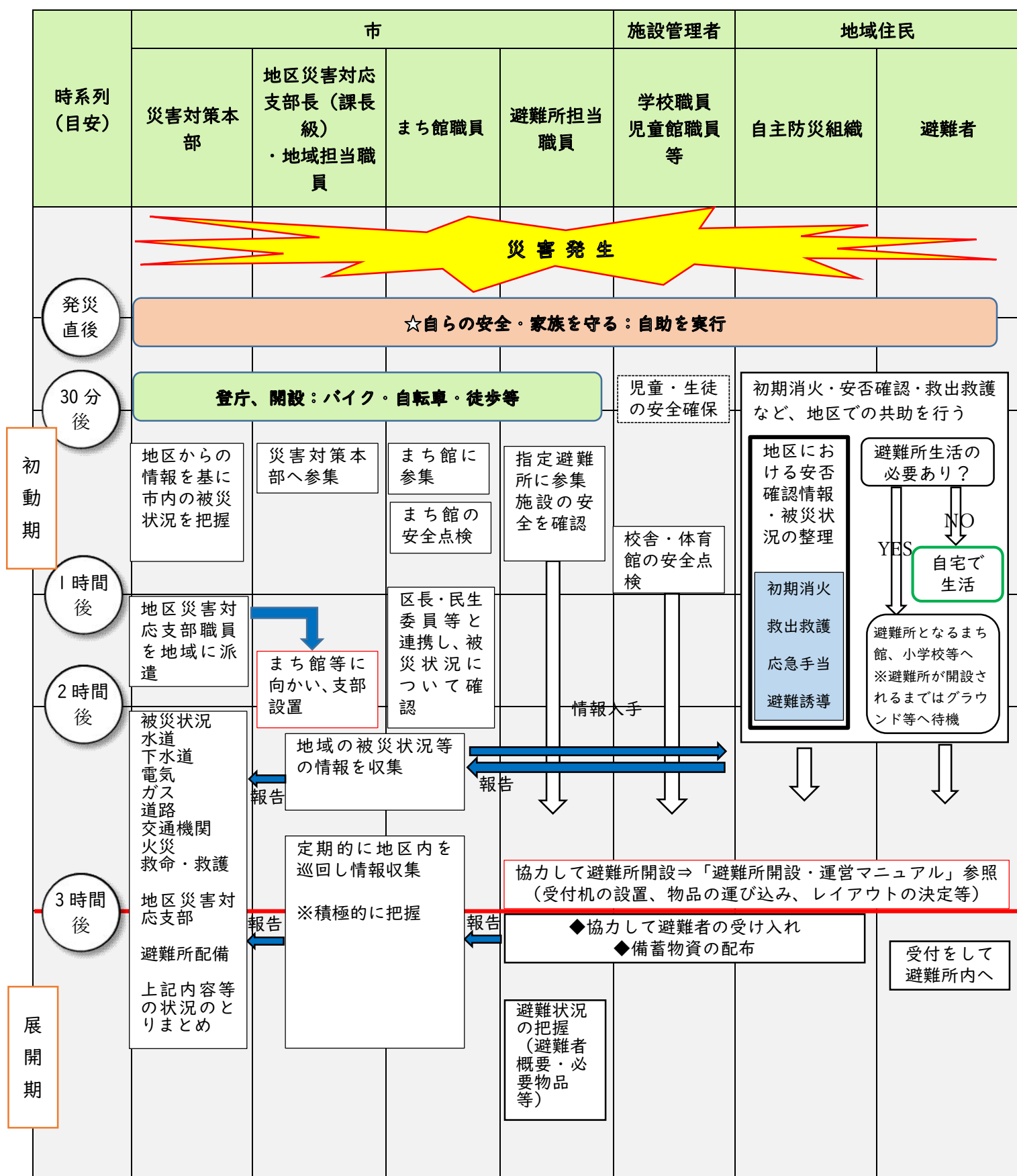
※ 地区災害対応支部は、設置後、3日間から1週間程度活動することを想定

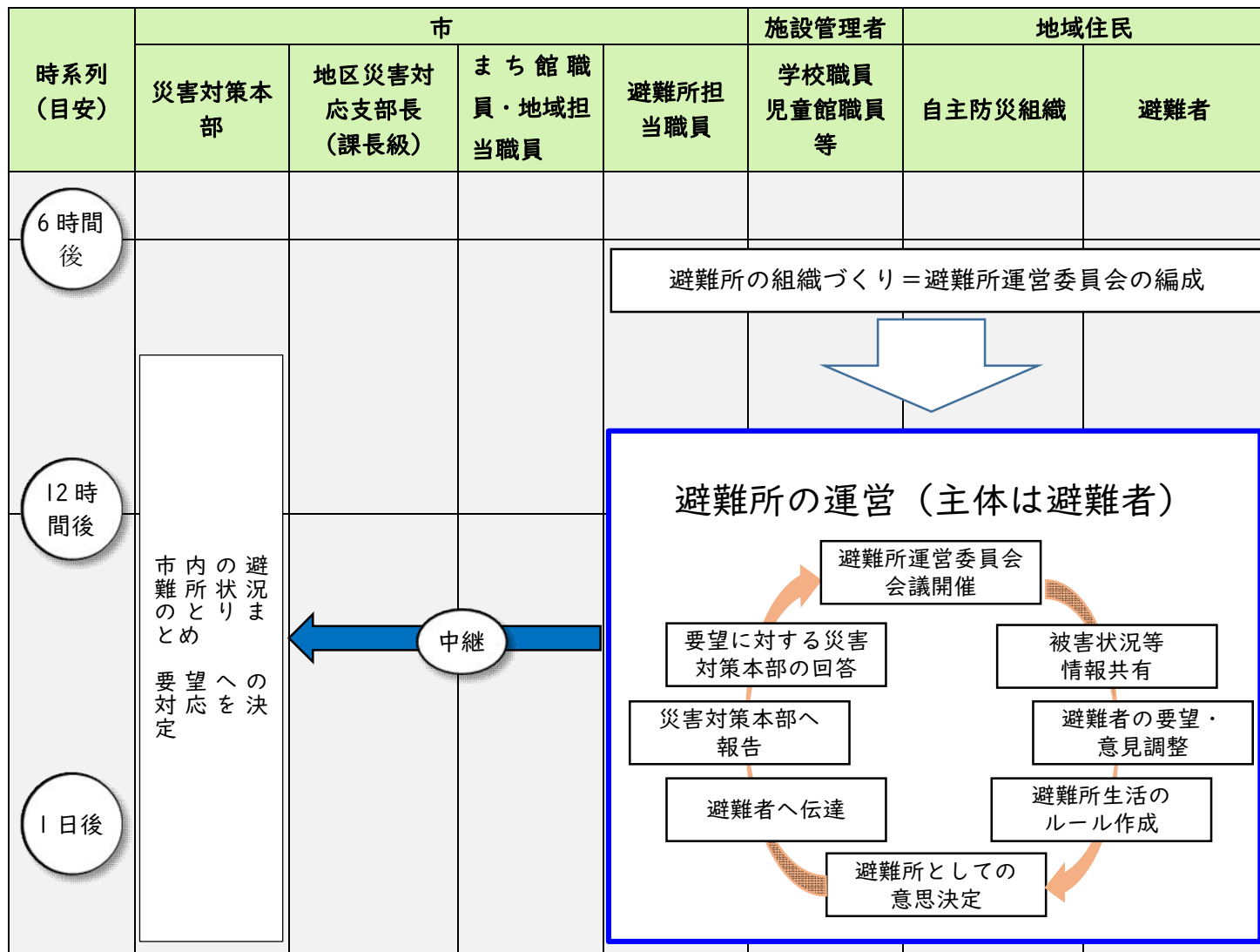
※ 活動が3日間を超える場合は、災害対策本部の判断により交代要員を派遣

3. 地区災害対応支部設置・運営における各主体の動き

下表に、震度5弱以上の場合における地区災害対応支部の設置・運営の基本的な流れと、各主体の動きを一例として示します。

地区災害対応支部が設置されない場合は、地区災害対応支部長（課長級）・地域担当職員の動きは考慮しません。

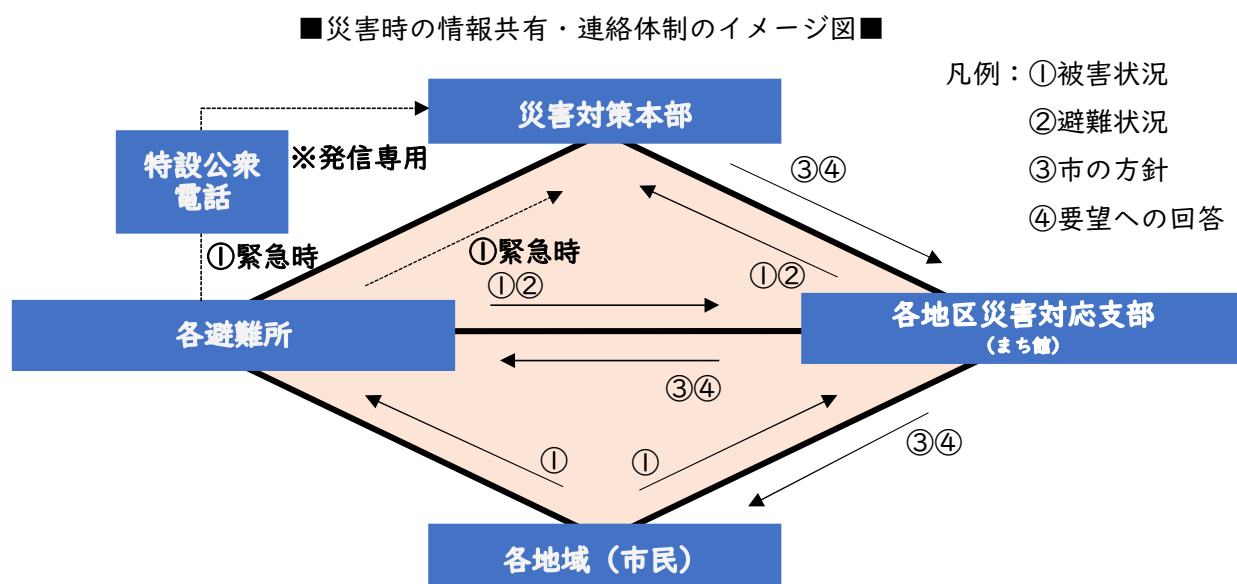




4. 地区防災拠点・地区災害対応支部と災害対策本部の情報共有方法

- (1) 地区防災拠点・地区災害対応支部と災害対策本部との連絡手段は、webex（業務用携帯電話）をもって確保し、各種情報を共有するものとし、Zoom 端末も活用します。
- (2) 市では、地区防災拠点・地区災害対応支部とは別に、避難所担当職員（市職員）を派遣し、避難所を開設します。
- (3) webex の導通が悪い場合は、貸与する移動系 IP 無線や、拠点避難所に設置されている特設公衆電話、拠点避難所の防災行政無線に設置されている無線機を活用して災害対策本部へ報告することとします。その際、その内容について避難所担当職員と共有します。

※避難所の開設・運営に係る詳細については、別途、避難所開設・運営マニュアルに記載しています。



5. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所

地区防災拠点・地区災害対応支部は、市内の10か所のまち館に設置します。

■地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所と担当する避難所一覧■

地区名称	設置場所	管轄下の避難所
勝山	勝山市教育会館 (勝山まちづくり会館) (0779-88-0800)	勝山市教育会館 成器西小学校(体育館) 勝山市体育館ジオアリーナ 勝山市民会館(予備) 勝山高等学校(予備)
猪野瀬	猪野瀬こうみん館 (0779-88-0313)	猪野瀬こうみん館 成器南小学校(体育館) 林業者健康トレーニングセンター(予備) 勝山市市民交流センター(予備) 勝山南部中学校(予備)
平泉寺	平泉寺まちづくり会館 (0779-88-0866)	平泉寺まちづくり会館 平泉寺児童館 平泉寺小学校(体育館)(予備)
村岡	村岡まちづくり会館 (0779-88-0366)	村岡まちづくり会館 村岡小学校(体育館) 福祉健康センター「すこやか」 生涯学習センター「友楽喜」(予備) 勝山中部中学校(体育館)(予備)
北谷	北谷町コミュニティセンター (0779-83-1030)	北谷町コミュニティセンター かつやま子どもの村小・中学校(予備)
野向	野向町コミュニティセンター (0779-88-0265)	野向町コミュニティセンター 野向児童館 野向小学校(体育館)(予備)
荒土	荒土まちづくり会館 (0779-88-2117)	荒土まちづくり会館 荒土児童ホール 荒土小学校(体育館) B & G勝山海洋センター 勝山北部中学校(体育館)(予備) 道の駅「恐竜渓谷かつやま」(予備)
北郷	北郷まちづくり会館 (0779-88-1001)	北郷まちづくり会館 北郷小学校(体育館)
鹿谷	鹿谷まちづくり会館 (0779-87-2111)	鹿谷まちづくり会館 鹿谷児童センター 鹿谷小学校(体育館)
遅羽	遅羽まちづくり会館 (0779-88-0364)	遅羽まちづくり会館 遅羽児童館 三室小学校(体育館)(予備)

6. 地区防災拠点・地区災害対応支部で使用する資料・備品

地区防災拠点・地区災害対応支部の設置・運営に必要な備品類は、常備ケースにまとめ、あらかじめ、地区防災拠点・地区災害対応支部となる部屋に保管します。

なお、地区防災拠点・地区災害対応支部設置の際に必要な机やイス、ホワイトボード等の大きな備品は、まち館から借用します。

【常備ケースに入っている備品】			
プラスチックケース	1 個	地区の地図 (A1)	1 枚
本マニュアル	1 部	貼り紙『地区災害対応支部』	3 枚
貼り紙『地区防災拠点』	3 枚	ホワイトボード用マグネット	10 個
ホワイトボードマーカー3 色	各 1 本	ガムテープ	1 個
セロテープ	1 個	蛍光マーカーペン 5 色	各 1 本
はさみ	1 個	半透明付せん	1 セット
ノート	2 冊	ボールペン	2 本
ベスト	6 枚	マジック (黒)	1 本
毛布	6 枚	携帯トイレ	12 枚
サポートマット	6 枚	A4 用紙 (白紙)	1 丸
A3 用紙 (白紙)	1 丸	決裁板	1 枚
付せん紙	100 枚	被害状況・処理状況記入票	20 枚

第2章 職員の参集

1. 参集における行動

(1) 共通事項

ア 勤務時間内（所属にいる場合）

市内で震度5弱以上の地震が観測された時は、家族の安否及び自宅等の被害状況を確認し、各所属勤務場所にて自動配備(参集)とします。しかしながら、勤務が不可な場合のみ、災害対策本部に報告するものとします。風水害の場合も、上記の行動と準備を行い指示を待つものとします。

イ 勤務時間外（所属にいない場合）

テレビ・ラジオ等で災害情報を収集します。

市内で震度5弱以上の地震が観測された時は、家族の安否及び自宅の被害状況を確認し、登庁の可否を所属部署に報告したのち、家族の生活基盤を整えた上で所属に参集するものとします。

この際、携行品（水、食料、防寒着等）及びその他として、各個人が必要と思われる物を携行するものとします。

震度を確認できない時、自宅周辺において大きな被害（家屋の倒壊や火災、液状化等）が確認できた場合、被災住民の救助・救護及び初期消火等の対応を実施したのち、直ちに各所属勤務場所に登庁するものとします。

この際、参集途中において目撃した被害情報があれば、webex等により災害対策本部に報告するものとします。

風水害の場合も、「ア. 勤務時間内（所属にいる場合）」と同様とし、災害対策本部設置の場合は、職員総員が所属に参集するものとします。

(2) 地震災害時

【地震発生時における避難所開設基準】

配備体制	配備基準 (震度)	避難所、地区防災拠点としての体制
注意体制	震度3	・まち館職員は市と連絡のとれる体制をとり、災害に関し諸確認を行う。 (各種情報収集等)

警戒 体制	震度 4	・まち館職員は、常に連絡のとれる体制をとる。 ●避難所開設の指示があった場合 平日勤務時間内：まち館職員は、避難所開設・運営を行う。 休日、夜間等勤務時間外：総務課の連絡を受け、必要に応じて避難所開設・運営を支援する。 ・情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集を行う。
本部 設置	震度 5 弱 以上	災害対策本部の設置 ・まち館職員はまち館に参集し、当該地区の情報収集等を行う。 ・地区災害対応支部長、地域担当職員は災害対策本部から、地区災害対応支部への派遣を命じられた場合、災害対策本部において、移動系 IP 無線及び移動車両の鍵等を受領後、担当のまち館へ向かう。

(3) 風水害時

配備 体制	配備基準	避難所、地区防災拠点としての体制
注意 体制	(1) 強風、大雨、冬季における低温等の注意報が発表、警報の早期情報による注意喚起も出され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル 2 相当の気象情報が発表され危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 8 時間以内に台風の暴風圏に勝山市が含まれると予報され、危機管理幹が必要と認めた場合 (4) 融雪注意報が出される等、急激な気温上昇及び降雨等により、融雪増水、土砂災害並びに雪崩が予想され危機管理幹が必要と認める場合	・まち館職員は常に連絡のとれる体制をとり、災害に関し諸確認を行う。(各種情報収集等) ・情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集を行う。

警戒体制	(1) 暴風、大雨、大雪等の警報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル3相当の警戒情報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 河川水位が避難判断水位に到達し、かつ上流域の観測所の河川水位が上昇している場合 (4) 災害対策本部を設置するに至らない小規模の災害が発生した場合 (5) 積雪量が市街地で100cm程度に達し、更に降雪が予想される場合(雪害対策室)	・<u>勝山市災害対策警戒連絡室の設置</u> ・<u>まち職員は指示があれば直ちにまち館に参集できる体制を整備する。</u> ●<u>避難所開設の指示があった場合</u> <u>平日勤務時間内：まち館職員は、避難所開設・運営を行う。</u> <u>休日、夜間等勤務時間外：まち館職員は、総務課の連絡を受け、必要に応じて避難所開設・運営を支援する。</u> ・<u>まち館職員は、情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集等を行う。</u>
本部	災害対策本部の設置 (1) 暴風、大雨、洪水、土砂災害、大雪等に関する警戒情報が発表された場合 (2) 河川が氾濫危険水位に達した、又は達すると予想される場合 (3) 気象台からキキクル警戒レベル4以上の警戒情報が発表された場合 (4) 災害発生 of 通報があった場合 (5) 大雨等により、九頭竜ダムの異常降水時防水操作(緊急放水)の通知があった場合 (6) 積雪量が市街地で150cm程度に達し、大規模雪害が発生又は予想される場合	・<u>避難所管理責任者等は、災害対策本部と連絡のとれる体制をとり、避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は避難所に参集</u> ・<u>まち館職員は、災害対策本部と連絡のとれる体制をとり、指示があった場合まちづくり会館に参集</u> ●<u>避難所開設の指示があった場合</u> <u>平日勤務時間内：まち館職員は、避難所開設・運営を行う。</u> <u>休日、夜間等勤務時間外：まち館職員は、災害対策本部の連絡を受け、必要に応じて避難所開設・運営を支援する。</u> ・<u>まち館職員は、情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集等を行う</u> ・<u>地区災害対応支部長、地域担当職員は、災害対策本部から、地区災害対応支部への派遣を命じられた場合、災害対策本部において、移動系 IP 無線及び移動車両の鍵等を受領後、担当のまち館へ向かう。</u>

※ 参集の際は、業務用携帯でそれぞれ各地区の災害等による被害状況が分かる個所の撮影を行い、「メッセージ」→「全職員向け緊急連絡」に写真を投稿し職員間での情報共有を行う。

第3章 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置

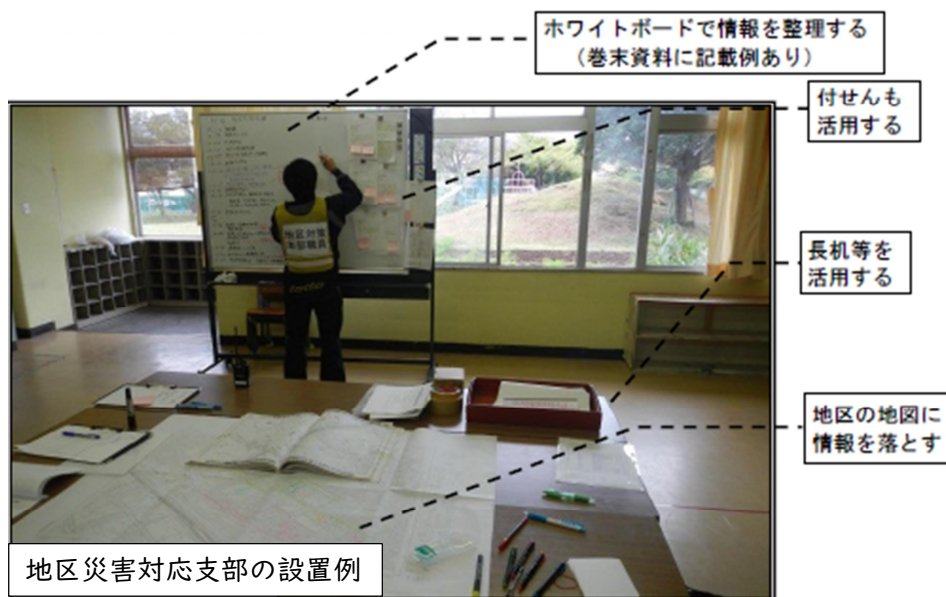
1. まち館の安全確認

災害発生時、まち館職員は、まち館に被害が発生していないかを確認した上で、地区防災拠点・地区災害対応支部の設置を始めます。

もし、設置場所の安全が確保できない場合は、避難所担当職員・施設管理者と協議の上、まち館以外の避難所に設置します。

2. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置例

地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所が地区住民に分かるように、まち館入口付近に「地区防災拠点」「地区災害対応支部」の貼り紙及び案内図を貼り出します。



※Zoomを活用できる場所で設置

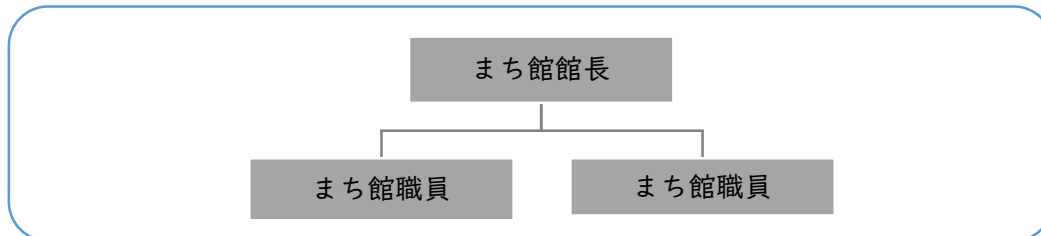
3. 地区防災拠点・地区災害対応支部設置完了の報告

地区防災拠点としての活動用意ができたなら、まち館職員は webex 等で災害対策本部へ報告してください。

地区災害対応支部職員は、地区災害対応支部の設置が完了したら、webex 又は貸与する移動系 IP 無線を活用して災害対策本部へ報告します。

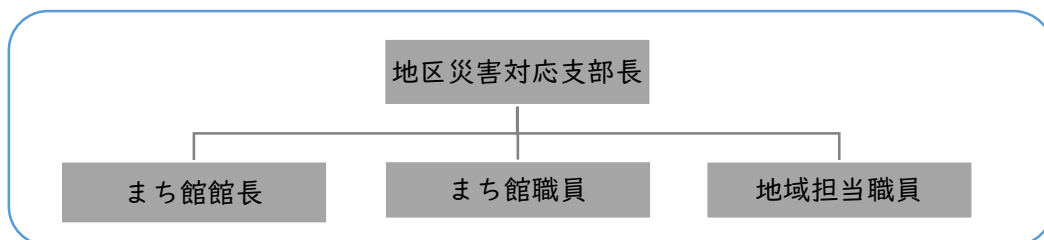
第4章 地区防災拠点・地区災害対応支部の活動

1. 地区防災拠点の活動組織



区 分	主な役割
まち館館長	◆被災情報及び避難所情報の取りまとめと状況図の整備 ◆避難所運営委員会からの要望事項の把握 ◆要望事項等について、災害対策本部への報告 ◆災害対策本部からの情報収集
まち館職員	◆避難所運営委員会との連携による避難者の状況把握 ◆要配慮者（避難行動要支援者）の情報収集 ◆まち館館長の補佐 ◆地区住民からの安否確認等の情報収集 ◆巡回による被災情報等、地区情報の収集

2. 地区災害対応支部の活動組織



区 分	主な役割
地区災害対応支部長	◆担当地区の被災情報及び避難所情報の取りまとめと状況図の整備 ◆避難所運営委員会からの要望事項の把握 ◆要望事項等について、災害対策本部への報告 ◆災害対策本部からの情報収集

まち館館長	◆避難所運営委員会との連携による避難者の状況把握 ◆要配慮者（避難行動要支援者）の情報収集 ◆地区災害対応支部長の補佐
まち館職員	◆地区住民からの安否確認等の情報収集
地域担当職員	◆巡回による被災情報等、地区情報の収集

3. 地区の被災情報や避難所情報の収集

(1) 避難者の状況把握

避難所担当職員からの通報又は避難所へと出向き、避難者の概数・傷病者の概数等を把握します。

(2) 要配慮者（避難行動要支援者）の情報収集

ア 民生委員・児童委員が実施する担当地区の「避難行動要支援者名簿」に基づく、安否確認情報（未確認情報含む。）を把握します。

イ 安否未確認情報について災害対策本部（もしくは福祉課）へ報告します。

ウ 安否確認結果を記した名簿等を避難所掲示板へ掲載します。

エ 災害対策本部から指示があった場合、自主防災組織と協力して、安否未確認の避難行動要支援者の搜索及び危険の無い範囲で救出救護を実施します。

(3) 地区住民からの情報収集

自主防災組織及び地区住民（区長・自主防災組織防災部員）から隣近所の被災情報を収集し、災害対策本部へ報告します。

(4) 巡回による地区情報の収集

ア 上記「(3) 地区住民からの情報収集」を補完するため、地区災害対応支部職員のうち、2名が定期的に地区内を巡回し、被災状況等を情報収集します。

イ 情報収集は、道路の状況が悪い場合は、自転車又は徒歩で実施し、被害箇所の位置情報（住所や目標物）、被害状況、救出救護の要否等を記録します。

ウ 火災の発生や重傷者・生き埋め者など、緊急な対応が必要な場合は、速やかに災害対策本部まで報告し、救出救護を要請します。

エ 行方不明者を確認できた場合、住所・氏名等の把握に努め、詳細について近隣住民から聞き取りを実施します。

4. 情報の整理

(1) 収集した情報について、大判の地図やホワイトボード、各様式などを活用して整理・集約します。

(2) 整理した情報は、後任者への引き継ぎ及び後に災害を振り返る際に非常に重要となるため、ホワイトボードの内容を消す場合は、必ず写真で記録を保存します。

5. 災害対策本部への報告

- (1) 収集・整理した情報は、webex や移動系 IP 無線を用いて定期的に災害対策本部へ報告します。
- (2) 避難所等で必要となる対応や措置等について災害対策本部へ進言します。
- (3) 災害対策本部と直接、通信連絡が確保できない場合は、近隣の避難所へ連絡し、中継により災害対策本部へ報告します。

6. 災害対策本部から情報収集・伝達

- (1) 最新の情報を収集するとともに市内全域の被災状況の現況把握に努め、避難所及び地区住民へ情報提供します。
- (2) 災害対策本部の方針及び給水の開始や、外部機関への救援物資の要請などの重要な決定をした場合、避難者及び地区住民へ広報します。
- (3) 地区住民や避難所への情報伝達は、ホワイトボードを用いて整理し伝達、この際避難所運営委員長又は自主防災組織の代表者・区長等に対し、大判の地図等を使用し、災害対策本部からの情報を共有します。

第5章 地区災害対応支部の閉鎖

〔閉鎖方針〕

- 1 災害発生後、地区災害対応支部における活動の必要性が無くなった場合は、地区災害対応支部を閉鎖します。この判断は、災害対策本部が行います。
- 2 地区災害対応支部職員は、災害対策本部から「閉鎖」の指示を受けたら、地区災害対応支部の撤収作業を実施し、災害対策本部に戻り、閉鎖完了の報告を行います。

1. 地区災害対応支部の閉鎖

- (1) 災害対策本部は、災害応急活動の体制が整い、災害復旧活動が進捗し、各地区における被災状況等の情報収集等の必要性が無くなった場合、地区災害対応支部にその旨を伝えます。
- (2) 地区災害対応支部職員は、地区災害対応支部の閉鎖について避難所運営委員長、避難所担当職員や施設管理者へ周知します。

2. 地区災害対応支部の撤収

- (1) 撤収に当たって、地区災害対応支部職員は施設を点検し、地区災害対応支部として使用する前の状態に現状復旧します。
- (2) その後の情報収集等の業務については、引き続きまち館職等員が行います。
- (3) 小学校体育館等に避難者がいる場合で、まち館に全避難者を収容可能であれば、まち館への集約を検討します。まち館に避難所を集約した場合は、まち館職員は、避難所担当職員の支援に当たります。